

農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン (Ver. 6)

令和3年6月17日
公益社団法人大日本農会

- ・ 本ガイドラインは、農業者や雇用従業員、集出荷施設等で作業に従事している者、関係事業所で事業を行う者等（以下「農業関係者」という。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、感染拡大防止を前提として、農業関係者の業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものである。
- ・ 令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされた。
- ・ 公益社団法人 大日本農会では、従前よりガイドラインに基づく感染拡大の予防と業務継続に取り組んできたところであるが、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたので、最新の知見を反映したガイドラインの見直しを行うこととした。
- ・ なお、本ガイドラインは感染状況によって随時見直しを行う。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染だが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症状の者からの感染の可能性も指摘されている。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。このため、以下の取組を行う。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」 （厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）

(1) 農業関係者は、次に掲げる感染予防策を自ら実施するとともに、雇用従業員に対しても取り組むよう指導する。

① 体温の測定と記録

② 以下のいずれかに該当する場合、4で検討した連絡窓口への連絡と自宅待機の徹底

- ・ 発熱などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、4の連絡窓口へ連絡の上、保健所に問い合わせ

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあ

- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

（※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は保健所に相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談する。

④ 作業場・事務所等の屋内で作業をする場合は、マスクを正しく着用し、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努める。常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上、かつ1回5分間以上、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で窓開けをするなど工夫）を行う。室温は冬場は18℃以上、夏場は28℃以上を目安とし、乾燥する場面では湿度40%以上を目安とする。

必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することが望ましい。（※機械換気の場合。窓開けの場合は目安。）

屋外でも複数で作業をする場合は、マスクを正しく着用し、上記のような距離の確保に努める。

- ⑤ 作業場・事務所等に飛沫防止用のシートを設置する場合は、以下の点に留意する。
 - ・ 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにする。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。
 - ・ 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
 - ・ 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。
- ⑥ 作業開始前後やトイレの使用後、作業場や事務所等への入退場時には、手洗いを徹底するとともに、アルコール等の手指消毒液を設置し、手指の消毒を行う。また、作業服等は、こまめに洗濯し、完全に乾かしたものを使用する。また、トイレにおいては共有のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参する。
- ⑦ 通常の清掃に加えて、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃を行う。

ごみ捨てにおいては、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。
- ⑧ 休憩スペースや更衣室は多くの従業員が利用するため、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。
 - ・ 一度に入室する人数を減らす。
 - ・ 飲食は感染防止対策を行った場所以外では行わない。
 - ・ 休憩室は間隔を空けた座席の配置をし、真正面に対座する座席配置を回避するほか、アクリル板やパーテーション等の設置を実施する。
 - ・ 窓やドアを定期的を開けるなど、室内の換気を実施する。特に、休憩スペースは、常時換気とする。

- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

- ⑨ 作業場・事務所等への部外者の立ち入りを最小限にする。また、話す際は、大声の抑制や相手方との距離の確保に努める。
- ⑩ その他、従業員に対しては、通勤時には時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用、疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること、従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど感染予防や健康管理を行う。

(2) 農業関係者においては、業務上、組織内で日常的に接する者に対しても周知・徹底するとともに、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合にはオンラインでの実施を検討する。対面での開催とする場合は、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとる。

また、農業従事者等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を周知するなどの取組を行う。さらに、接触確認アプリの導入（COCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）や携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリを機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

農業関係者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、4で検討した支援体制のグループ内に感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定

- ① 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされている。

このため、農業関係者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなる。

- ② 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」こととされていることに留意が必要。

(3) 濃厚接触者への対応

- ① 農業関係者は、保健所が濃厚接触者と確定した者に対し、14日間の自宅待機及び健康観察を実施する。
- ② 農業関係者は、濃厚接触者と確定された者に対し、保健所の連絡先を伝達する。
- ③ 濃厚接触者と確定された者は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検する。また、農業関係者は、その結果の報告を速やかに受ける。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年5月29日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 作業場・事務所等の消毒の実施

- (1) 農業関係者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施する。

- (2) 消毒は、保健所の指示に従って実施する。

ただし、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により消毒を実施する。

- (3) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はない。

4. 業務の継続

(1) 農業者における業務の継続

農業関係者は、農業者や雇用従業員（以下「農業者等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するため、以下の対応をあらかじめ検討・構築する。また、関係機関と連携の上、円滑な営農継続に向けて、必要に応じて市町村から助言・協力を得ながら進める。

- ① 農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、生産部会等の農業者の集団や集出荷事業者等を共有する集団、農業法人等の関連グループに属する農業者の場合はそのグループ内等を基本に、営農継続のための支援体制を構築する。
- ② 支援体制の構成員は、営農継続のために以下について検討し、必要な準備を行う。

【業務継続のための検討事項】

- ① 農業者集団内及び農業団体等による支援体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 農業者、農業団体等関係者との連絡窓口設置等の連絡体制の構築
- ② 感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の連絡体制の構築（農業者、農業団体、保健所、行政等）
 - ・ 発生時における農業者からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の自宅待機期間の把握等）
- ③ 作業場・事務室等の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
 - ・ 消毒実施要員の確保
 - ・ 消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④ 事業継続のための支援
 - 代替要員の確保
 - ・ 代替要員リスト（近隣・グループ内農業者、農協職員、地方自治体職員等）の作成
 - ・ 代替要員による必要な作業の明確化、優先順位付け、作業方法の作成
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示
 - ・ 代替要員と感染者との接触防止措置（感染者の農場内立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
 - 代替要員が確保できない場合の措置
 - ・ ほ場等の最低限の維持管理方法の検討

③ 上記検討事項④の事業継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意する。

ア 可能な限り感染者との部屋を分離することとし、分離できない場合には、仕切りを設けるなどを行う。

イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定する。

ウ マスクを着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、また、マスクの表面には触れないようにする。マスクを外した後は必ず石けんで手洗いをする。

エ こまめな石けんでの手洗い又はアルコール消毒を実施する。

オ 定期的に換気をする。

カ 手で触れるドアの取っ手などの共用部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きする。また、トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒する。

キ 汚れたリネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにする。

ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

(2) 作業場・事務所等における業務の継続

農業関係者は、作業場・事務所等において作業従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、作業場等の速やかな消毒、作業代替要員の確保、作業工程や動線の変更等、事業の継続に向けた体制を検討・構築する。

【業務継続のための検討事項】

- ① 事務所における体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 組織内部での連絡体制の構築
- ② 感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の関係機関等（上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・ 発生時における関係機関等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③ 作業場・事務所等の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
 - ・ 消毒実施要員の確保
 - ・ 消毒実施者の感染防止手段の提示
 - ・ 出入りした作業場等の場所、人との接触状況等の聞き取り

参考となる情報

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年10月2日）
（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 5 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）（一般社団法人日本環境感染学会）
- 7 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと
～8つのポイント～（令和2年3月1日版）（厚生労働省HP）
- 8 人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省HP）
- 9 『新しい生活様式』の実践例（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）
- 10 寒冷的場面における新型コロナ感染防止等のポイント（内閣官房HP）
- 11 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 12 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁
特設ページ）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、農業現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- このリストでチェックを行うことで、職場の実態を確認し、農業関係者全員がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。また、確認した結果は、全ての農業関係者が確認できるようにしてください。
- なお、項目の中には事業形態から対応できない／なじまないものがあるかもしれません。したがって、全ての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、対応できることは確実に実施ください。また、対応できることは確実に実施ください。また、対応できることは確実に実施ください。また、対応できることは確実に実施ください。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・職場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことを表明し、雇用従業員等の農業従事者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・職場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・職場の取組やルールについて、農業従事者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・職場のトップや感染症予防の責任者・担当者が、農業従事者に対して感染予防の行動を取るよう指導している。	はい・いいえ
	・職場以外でも農業従事者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、農業従事者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを農業従事者に勧奨している。	はい・いいえ
	・携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・手指消毒のためのアルコール等の消毒液の設置を行う。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・作業開始前や出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・作業開始前等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・時差通勤やローテーション勤務を取り入れている。	はい・いいえ
	・作業場・事務所等の人口密度を減らす取組を導入している。	はい・いいえ
	・「オンラインによる打合せ」を取り入れている。	はい・いいえ
	・対面での打合せでは、換気とマスクに注意している。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・作業場・事務所等の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・特に、冬場については、適切な換気(機械換気による常時換気や機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け(窓を少し開け、室温は冬場は18℃以上、夏場は28℃以上を目安)や適度な保湿(湿度40%以上を目安)を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング、屋外でも複数で作業を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2 m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・作業場・事務所等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所には、農業関係従事者にはマスクを着用させるとともに、燃えにくい素材や板状の素材を用いた飛沫防止用シートを設置し、感染防止に努めている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等、複数人での共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・施設内や事業所内で人が触れることがある物品、機器、資材、作業施設、ドアノブ、スイッチ、手すり等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌ酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・作業場・事務所等では、他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、マスク着用のうえ、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上(排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上)の亜塩素酸水で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように指導している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な農業従事者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ者及び妊娠している者に対しては、本人の申出や医療関係者等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(時差出勤、出勤の制限等)を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに職場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに職場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける職場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ